

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は兵庫県南東部の阪神間に位置し、鉄道や高速道路等の利用により大阪や神戸などの都市圏へのアクセス性が高く、大阪国際空港就航都市として全国へのアクセス性も高い。市域は25.09km<sup>2</sup>、人口は197,463人（平成30年6月1日現在）を有し、県下では2番目に人口密度が高く、県内でも数少ない人口増加都市である。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年にピークを迎えて以降減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）は一貫して減少している。

本市の産業構造は、市内総生産額で見ると製造業の比重が高く、次いで不動産業、卸売・小売業となっており、産業別総生産額に占める製造業の割合は、平成28年度で27.0%と全国水準（21.2%）を上回っていることから、製造業が本市産業の強みといえる。

市内事業者の規模をみると、従業員数10人未満の事業所が75%、従業員数50人未満の事業所が96%であり、本市においても中小企業が多く立地している状況にある。また、平成29年度に市内製造事業者を中心にヒアリング調査を実施した結果、「人手不足」と回答した事業者は184社中27社あり、現時点においても既に多くの製造事業者が労働力の確保を課題として捉えている。

#### (2) 目標

本市においても将来的には人口減少局面に転じることが予測され、特に中小企業にあっては労働力不足がさらに深刻化する懸念があることから、より生産性・効率性の高い設備の導入・更新を促進し、労働生産性を向上させることが必要である。

本計画における成果指標を本計画に基づく先端設備等導入計画の認定件数とし、目標値を計画期間中60件とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、導入を促進する先端設備等の種類は、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内事業者は、用途地域等に関わらず広く市内に立地していることから、対象地域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

人口減少等による労働力不足といった課題に対しては、業種等を問わず労働生産性を向上させる必要があることから、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、全ての業種、全ての事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意を受けた日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 市税を滞納しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 公序良俗に反する取組や、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。